

鳩山町国民保護計画



平成19年1月
(令和4年11月変更)
鳩 山 町

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	3
第4章 町の概況	5
第1節 地理的特性	5
第2節 社会的特性	6
第5章 国民保護の実施体制	9
第1節 町の責務	9
第2節 関係機関との連携	12
第3節 他の市町村との連携	12
第4節 公共的団体との協力体制	12
第5節 町民の協力	12
第6節 事業所等との協力関係	13
第7節 武力攻撃等の態様と留意点	13
 第2編 平時における準備編	18
第1章 情報収集、伝達体制の構築	18
第1節 通信の確保	18
第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備	18
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	18
第2章 迅速な初動体制の確保	19
第1節 24時間即応体制の確立	19
第2節 職員配備計画の作成	19
第3節 職員の指定と伝達手段の整備	19
第4節 交代要員等の確保	19
第5節 町国民保護対策本部等の設置場所	20
第3章 警報の住民への周知	20
第4章 避難の指示	20
第1節 避難の指示の伝達	20
第2節 モデル避難実施要領の作成	21
第3節 避難人数の把握	27
第4節 避難の指示の周知体制	27

第5節	避難住民集合場所の指定	28
第6節	避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	29
第7節	避難のための交通手段の確保	30
第8節	避難候補路の選定	31
第9節	運送順序の決定	32
第10節	道路啓開の準備	32
第11節	被災者に対する住宅供給対策	32
第5章	緊急物資の備蓄等	33
第1節	緊急物資の備蓄	33
第2節	装備品の整備	33
第3節	町が管理する施設及び設備の整備等	33
第6章	緊急物資運送計画の策定	34
第1節	運送路の決定基準	34
第2節	応援物資の受入体制の整備	34
第3節	応援物資の発送体制の整備	35
第7章	医療体制の整備	35
第1節	初期医療体制の整備	36
第2節	傷病者搬送体制の整備	38
第3節	保健衛生体制の整備	39
第8章	生活関連等施設の管理体制の充実	39
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	39
第9章	文化財保護対策の準備	40
第10章	研修の実施	41
第11章	訓練の実施等	41
第1節	町の訓練	41
第2節	民間における訓練等	42
第12章	町民との協力関係の構築	43
第1節	消防団の充実・活性化の促進	43
第2節	自主防災組織との協力関係の構築	43
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	44
第4節	町民の意識啓発等	44
第5節	事業者等との協力関係の構築	44
第3編	武力攻撃事態等対処編	46
第1章	実施体制の確保	46
第1節	全庁的な体制の整備	46

第 2 節	町国民保護対策本部の組織等	47
第 3 節	関係機関との連携体制の確保	54
第 4 節	町国民保護対策本部等の廃止	55
第 5 節	町民との連携	55
第 2 章	国民保護措置従事者等の安全確保対策	57
第 1 節	特殊標章等の交付	57
第 2 節	安全確保のための情報提供	60
第 3 章	町民の避難措置	61
第 1 節	警報の通知の受入れ・伝達	61
第 2 節	緊急通報の伝達	62
第 3 節	避難の指示等	63
第 4 節	避難住民の運送手段の確保	65
第 5 節	避難路の選定と避難経路の決定	66
第 6 節	避難路の交通対策の実施	66
第 7 節	避難誘導の実施	66
第 8 節	避難の指示の解除	67
第 4 章	避難住民等の救援措置	67
第 5 章	武力攻撃災害への対処措置	73
第 1 節	対処体制の確保	73
第 2 節	応急措置等の実施	74
第 3 節	保健衛生対策の実施	78
第 4 節	動物保護対策の実施	78
第 5 節	廃棄物対策の実施	78
第 6 節	文化財保護対策の実施	79
第 6 章	情報の収集・提供	79
第 1 節	被災情報の収集・提供	79
第 2 節	安否情報の収集・提供	79
第 3 節	各措置機関における安否情報の収集	81
第 4 編	町民生活の安定編	82
第 1 章	物価安定のための措置	82
第 2 章	避難住民等の生活安定措置	82
第 3 章	生活基盤等の確保のための措置	82
第 4 章	応急復旧措置の実施	83
第 5 編	財政上の措置編	84

第1章 損失補償	84
第2章 損害補償	84
第3章 被災者の公的徴収金の減免等	84
第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等	85
第6編 緊急対処事態対処編	86
第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置	86